



消費生活 サポーター通信

令和4年度第6号

今月のテーマ

オンラインカジノの トラブルに注意！

事例



- ・知人に「簡単に儲かる話があるから」と誘われ、説明会に参加した。
- ・そこで、「SNSでオンラインカジノへの登録を勧める広告の仕事で、仕事をする人を紹介して契約すると、紹介料がもらえる。」と説明を受けた。
- ・会員登録には**入会金が20万円**かかると判り、断ったが、「すぐに元は取れる。カードローンで支払えばいい。」と言われ支払った。
- ・結局誰も紹介出来ず、**稼げない上に借金が残った。**

アドバイス

絶対・簡単に稼げる
という儲け話に注意！



違法性のある取引には関わらない

・日本国内から海外のオンラインカジノに参加すると刑法の賭博罪に該当する恐れがあります。



借金をしてまで契約するのは絶対にやめよう

・「お金がない」と断るとクレジットカードの分割払いでの支払いを提案されたり、消費者金融から借りるように勧められることもあります。中には、**虚偽の職業や収入を申告**するよう指南してくる場合もあります。

断る場合は「やらない」「いらぬ」とはっきり**否定の意思**を示しましょう。
また、**虚偽申請**をしてはいけません。



クーリング・オフが出来ない可能性があります。

重要!

通常、上記はマルチ商法に該当し、クーリングオフが可能です。但し、マルチ取引の契約相手が**海外事業者**の場合、**日本の法律が適用されないと主張**し、「クーリング・オフに応じてもらえない」「返金されない」などのトラブルが多発しています。



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや
188



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和4年9月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
君 (Ttl. Me)